

議案第17号

平成20年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成20年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 166,362,160 kWh

(2) 袋川発電所開発費 71,894千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

 入

第1款 電気事業収益 2,003,009千円

 第1項 営業収益 1,943,100千円

 第2項 営業外収益 59,909千円

 出

第1款 電気事業費 1,817,267千円

 第1項 営業費用 1,448,793千円

 第2項 営業外費用 368,474千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額663,318千円は、過年度分損益勘定留保資金657,661

千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,657千円で補てんするものとする。)。

 收 入

第1款 資本的収入	81,441千円
第1項 建設助成金	21,441千円
第2項 他会計への長期貸付金償還金	60,000千円

 支 出

第1款 資本的支出	744,759千円
第1項 建設改良費	119,098千円
第2項 企業債償還金	625,661千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
袋川発電所建設事業の うち電気機器製作工事	平成21年度から 平成23年度まで	405,620千円
春米発電所水車・制圧機購入費	平成21年度	43,145千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、192,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 367,435千円

(2) 交際費 200千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成20年2月20日提出

鳥取県知事 平井伸治